

令和6年度
協同農業普及事業外部評価実施報告書

令和7年1月

香川県農政水産部農業経営課

目 次

1	はじめに	1
2	外部評価の概要	1
3	評価委員会の開催	2
4	評価結果	2
5	終わりに	2

[協同農業普及事業外部評価調書]

普及指導活動課題1 担い手の確保・育成

評価対象課題

(1)	多様なルートからの新規就農者の確保・育成 (東讃農業改良普及センター)	3
(2)	多様なルートからの新規就農者の確保・育成 (小豆農業改良普及センター)	5
(3)	時代の変化に柔軟に対応する力強い担い手の確保・育成 (中讃農業改良普及センター)	7
(4)	地域を支える集落営農組織の推進と多様な組織の育成 (西讃農業改良普及センター)	9

[参考]	協同農業普及事業外部評価実施要領	11
------	------------------	----

1 はじめに

行財政改革が推進される中で、情報公開により透明性を確保しつつ、効率的・効果的な事業の実施を図っていくことが求められている。

本県では「協同農業普及事業の実施に関する方針」に示したとおり、従来から実施してきた組織内部の活動の点検や評価以外に、外部評価制度を平成17年度から本格導入し、幅広い視点から普及事業に関して客観的な評価を得るとともに、その評価結果を普及事業へ反映することに努めている。

本年度は次のとおり協同農業普及事業外部評価委員会(以下「評価委員会」という。)を開催し、そこで審議された結果を報告書として取りまとめた。

2 外部評価の概要

1) 評価委員会の設置

外部評価を行う機関として、香川県農業技術総合推進検討会の内部組織である評価委員会を設けた。

役 職	氏名 (敬称略)	所 属 ・ 職 名
委員長	小 川 雅 廣	国立大学法人香川大学農学部 学部長
委 員	六 車 孝 雄	香川県農業経営者協議会 会長
	大 西 千 明	認定農業者、農業士
	細 川 貴 司	I F K 会長
	田 村 照 栄	東かがわ市農業委員会 会長
	山 浦 泰	株式会社日本政策金融公庫高松支店農林水産事業 事業統轄
	高 岡 令 子	一般社団法人香川県婦人団体連絡協議会 会長
	谷 本 小百合	株式会社高松リビング新聞社 編集長
	萩 内 美 里	税理士法人共同経営センター 副所長

2) 評価対象課題の選定

本年度は普及指導計画、5か年計画(R3~R7年度)の4年度である。

評価対象課題の選定については、普及指導活動課題1の「担い手の確保・育成」を評価対象課題とした。本年度は、「多様なルートからの新規就農者の確保・育成」「時代の変化に柔軟に対応する力強い担い手の確保・育成」「地域を支える集落営農組織の推進と多様な組織の育成」を対象課題とし、各農業改良普及センターが説明する課題について、委員の意見を踏まえて、4課題を決定した。

- (1) 多様なルートからの新規就農者の確保・育成 (東讃農業改良普及センター)
- (2) 多様なルートからの新規就農者の確保・育成 (小豆農業改良普及センター)
- (3) 時代の変化に柔軟に対応する力強い担い手の確保・育成 (中讃農業改良普及センター)
- (4) 地域を支える集落営農組織の推進と多様な組織の育成 (西讃農業改良普及センター)

3) 評価項目および評価の観点

課題ごとに次の5項目を評価した。

(1) 緊急性・必要性

[観 点] 一定の期間が経過し、現時点の農業者等のニーズや社会経済情勢に合致しているか。

(2) 普及計画の妥当性

[観 点] 支援対象の選定は妥当であるか。当初作成した計画は妥当であるか。

(3) 進捗状況・活動目標に対する達成度

[観 点] 当初計画のとおり進んでいるか。

(4) 普及指導活動による成果の波及効果

〔観 点〕 当初の見込みどおりの成果が得られそうか。または、当初の見込みどおりの成果が得られたか。

(5) 普及活動体制等の妥当性

〔観 点〕 農政の推進方向に即した活動展開や担い手への高度な技術・経営面での支援を行うために、組織体制や人員配置は妥当であるか。
農業者の高度かつ多様なニーズや課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図れる体制であるか。

4) 評価方法

委員は、3)の評価項目について5段階の点数評価を行うとともに、評価対象の普及指導活動に対する意見を評価委員会に提出する。

評価委員会は、各委員が行った点数評価の平均点および各委員からの意見の双方を参考にしながら協議のうえ、評価委員会の総合評価を決定する。

委員から出された意見は、次のいずれかに分類のうえ、評価委員会の意見として取りまとめ、総合評価とともに評価対象機関へ送付する。

- (1) より良い普及指導活動を実施するためのアドバイス
- (2) 参考となる意見

5) 評価結果の活用

事務局は、評価対象機関の改善実施状況についてフォローアップに努める。

評価対象機関は、評価委員会の指摘等を受けて考え方を整理し、普及指導活動や次年度の計画策定に反映させることに努める。

3 評価委員会の開催

1) 評価委員会(第1回)

- (1) 日時 8月下旬～9月上旬
- (2) 開催方法 天候不順のため、書面による開催
- (3) 議題 「評価対象課題についての説明」

2) 評価委員会(第2回)

- (1) 日時・場所 令和6年10月16日(水) 農業試験場第1、2会議室
- (2) 出席委員 小川委員長、大西委員、田村委員、山浦委員、高岡委員、谷本委員、萩内委員
- (3) 議題 「評価対象課題の総合評価」

4 評価結果

「協同農業普及事業外部評価調書」参照

5 終わりに

各委員の方々には御多忙の中、時間を割いていただき、極めて有益な御提言、御意見をいただいたことを深謝申し上げます。評価結果をもとに、普及指導活動の改善を図ってまいります。

外部評価調書Ⅱ（委員会の総合評価）

対 象 機 関 名	東讃農業改良普及センター		
普及指導課題名	多様なルートからの新規就農者の確保・育成		
普及活動期間	令和3年度～7年度	担 当 者 数	8人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項]</p> <p>近年、新規就農者数は年間 40 名前後で推移しているが、農業者の高齢化や就業人口の減少が進んでおり、将来的に農業を持続させるためには、新規就農者を確保し、農業への定着を図るとともに、農業生産の中核を担う認定農業者へと育成する必要がある。</p> <p>[計画期間終了時の姿と成果指標（令和3年度当初→令和7年度末目標）]</p> <p>新規学卒やU J I ターンなど多様なルートから新規就農者を確保し、就農から定着までの一貫したサポート体制により、次代の担い手を育成するとともに、新規就農者が早期に経営を安定化し、認定農業者にステップアップできるよう重点的に支援を行う。</p> <p>○新規就農者数 ※R3 からの累計（0→220 令和5年度実績 122名）</p> <p>○認定新規就農者数 ※R3 からの累計（0→80 令和5年度実績 50名）</p> <p>○認定新規就農者から認定農業者への移行数 ※R3 からの累計（0→50 令和5年度実績 42名）</p>		

総合評価	評 価 基 準		A
	<p>A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当</p> <p>B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが適当</p> <p>C 実施する必要はない</p>		
アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化が進んでいるので、農業大学・農業高校生の一人でも多くの方が就農出来るような対策が望ましい。 ・ 社会に出て、上手にコミュニケーションをとれない人が農家に参入するケースが増えている。新規就農者に経営が安定する品目などの提案はしていただいているが、参入するための大変さのアドバイス、助言などを伝えるべきだと考える。 ・ 農業は他産業に比べて研修や交流会などの場に恵まれており、横のつながりが強いが、経営内容をオープンにできる相談相手を持つ方は意外に少ないのではないかと。里親制度やのれん分けを通して師友を得られれば、苦境においては、その存在が最大の支援になるかと思う。 農産物の販売が共販から個販へとシフトしつつある中で、個が一つにまとまることはもはや難しいかと思うが、これらの制度により個が発展し、ひいては産地が発展するよう、引き続き支援を進めていただきたい。 ・ 就農相談会などの実施回数が多く、きめ細やかなフォローがうかがえる。引き続き進めてほしい。 		
その他参考意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規就農者に対しては、設備等の資金面には厳しい面があるので、しっかりしたサポート体制をお願いしたい。 ・ 新規就農者の早期経営安定に向けた重点的支援として、座学の他、経営開始後の技術面の課題に対し、サポートチームによる現地確認、普及センター内の技術担当やJ Aと連携しながらの伴走支援を行っているほか、経営面でも農業簿記講座により複式簿記の記帳を推進するとともに、希望者に対しては個別に経営分析手法の習得や経営改善に向けた提案に取り組んでいることがわかった。とても評価できる取組と考える。 ・ 農業高校との連携授業で農業の魅力を直接伝え、県立農大への進学者数にその結果が如実に現れている点が評価できる。 		

(令和6年10月16日回答 東讃農業改良普及センター)

○啓発（地域農業への理解促進と就農意欲の醸成）

管内農業科のある高校2校において、東讃地区農業後継者クラブ連絡協議会（以下「後継者クラブ」）と連携して若手農業者から直接農業の魅力や農家の実態を聞くことができる機会を設けるとともに、高校や農業大学の学生が、先進農家で行う実習を支援しているところであり、今後もこうした取組みを継続し、就農意欲の醸成を図ってまいりたい。

また、就農を希望する学生に対しては、学校をはじめ関係機関と連携して就農につながるよう支援してまいりたい。

○就農前（多様なルートからの就農促進）

技術や資金、農地など多岐にわたる相談に対応するとともに、就農希望者が円滑に就農できるよう、関係機関と連携して、ワンストップ体制で引き続ききめ細かな支援に取り組んでまいりたい。

特に、近年資材費や機械・施設費が高騰するなど就農環境が悪化する中、就農希望者が就農前の準備の重要性や農業経営の厳しさについて十分認識しておくことが重要であることから、就農に必要な知識の習得に向けたセミナーへの参加や、農業士や後継者クラブなど、先輩農業者との交流を通じて経営者としての自覚を促すとともに、仲間づくりや産地の活性化にもつながるよう支援してまいりたい。

○就農後（早期経営安定に向けた重点的な支援）

就農後も魅力ある研修の実施や、関係機関と連携した個別支援を通じて、早期経営安定に向けて重点的な支援に取り組んでまいりたい。

また、地域の先輩農業者との交流が図れるよう農業士等と連携して、より効果的な支援を検討してまいりたい。

○環境づくり（次世代の育成や産地の発展に関する意欲の醸成）

農業士等をはじめとする先進的農業者に県の里親制度への登録を推進し、就農希望者が、より実践的な研修が受けられるような環境を整えているところである。

こうした里親での研修は、就農後も技術や経営について相談できる関係を構築するとともに、里親による日頃の見守りも期待できることから、就農・定着に向けた環境づくりとして有効である。このため、今後も里親の登録推進や、里親のスキルアップを支援してまいりたい。

（総括）

近年の就農環境の変化に伴い、今後の新規就農者数の減少が懸念される。このような状況の中でも、就農希望者が確実に就農し、経営の安定・定着が図られるよう、高校生等への啓発や就農希望者への就農支援、就農後の早期経営発展に向けてきめ細かい支援に関係機関と連携して取り組んでまいりたい。

外部評価調書Ⅱ（委員会の総合評価）

対象機関名	小豆農業改良普及センター		
普及指導課題名	多様なルートからの新規就農者の確保・育成		
普及活動期間	令和3年度～7年度	担当者数	4人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項] 農業従事者数の減少や高齢化により、担い手不足が進む中、農業後継者はもとより、U・J・Iターン希望者などの多様なルートからの新規就農者の確保・育成が必要である。また、発展段階に応じた支援により早期定着を図る必要がある。</p> <p>[計画期間終了時の姿と成果指標（令和3年度当初→令和7年度末目標）] 新規就農者が就農計画の実践や目標を達成することにより、将来、認定農業者などの地域の担い手となる。 農作業体験等を通じて地域住民が管内農産物の良さに気づくことで、農業者や農村地域に対する理解が高まる。</p> <p>○新規就農者数 ※R3からの累計（0→40 令和5年度実績 33名）</p>		

総合評価	評価基準	A
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当 B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが適当 C 実施する必要はない	
アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> ・ オリーブに関連する農畜産物が数多くあるので、移住者就農を含めた新規就農、食育活動等を通じて、関係団体と協力して次世代の育成に力を注いでほしい。 ・ 六次化や独自品目は、一農家では経営規模がどうしても小さくなること、産地の名産品と比べると知名度が低く販売にコストを要するなど、収益力が低くなりがちである。農業者の意向もあると思うが、オリーブなどの産地の主力品目の生産販売で経営を安定させ、栽培技術が備わったところで、次のステップである六次化や独自品目に取り組むなど、引き続き、きめ細やかな支援を進めていただきたい。 ・ 島しょ部というだけで新規就農者を確保するハードルは高いと思うが、島暮らしやオリーブなどに魅力を感じる移住者にもっと農業をPRしてほしい。 	
その他参考意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規就農者は非農家の出身や農業経験のない方がほとんどで、農地確保や収支計画等に力点を置くあまり、無理のない労働力の配分や作業性への配慮が不十分となる傾向があり、新規参入者の定着が図られなかった事例が発生したことを踏まえ、その育成・確保にあっては農業のルーティンを身に着ける重要性を理解してもらえよう説明を繰り返すとともに、就農前の先進農家で1～2年の研修が可能な就農研修制度の活用を働きかけているとのことで、とても評価できる取組と考える。 ・ 職員の人員体制を鑑みると、相談件数や食育活動件数の回数など、よく活動できている点が評価できる。 	

(令和6年10月16日回答 小豆農業改良普及センター)

○小豆島の魅力発信による新規就農者の確保

「オリーブの島」小豆島には、オリーブのほか、小豆島が発祥のオリーブ牛や「日本の棚田百選」にも選ばれた中山地区の棚田米、京阪神市場で人気の高い「小豆島いちご」など特長ある農産物が多く、その魅力について県外から移住された方を含めて広く発信することは、当地域の新たな農業人材を確保するうえで非常に有意義なことと認識している。このため、県や町、農業者団体等が実施するイベント等でのPR活動に支援・協力し、島の農業の魅力発信に一層努めてまいりたい。

○食育活動を通じた次世代の育成

若い世代が地域農業への理解を深め、魅力的な産業として農業に関心を抱くよう、地域の農業者や関係機関・団体と連携しながら食育活動を実施しており、今後とも、オリーブをはじめとする特色ある農畜産物や小豆島農業の特色を紹介するなどの食育活動に取り組んでまいりたい。

なお、本年から小豆島産の「ごま」を地元の子供等に知ってもらうため、土庄町や地元のごま油製造会社、地元農業者等が連携し、収穫体験や給食で味わってもらうなどの取り組みを実施しており、こうした地域で取り組む食育活動にも積極的に支援・協力を行うことにより、効率的な普及活動を図ってまいりたい。

○発展段階に応じたきめ細かな支援

早期の経営安定を促すため、就農5年未満の新規就農者には、経営改善講座を月1回開催するなど経営面での支援を行うとともに、各担当が栽培管理指導や活用できる補助事業などの情報提供を重点的に行うなど個々の経営課題に即したサポートを行い、就農後5年目以降に認定農業者へとステップアップできるよう今後とも取り組んでまいりたい。

(総括)

関係機関・団体と一層の連携を図りながら、U・I・Jターン希望者や定年退職者、企業の農業参入など多様なルートからの新規就農者の確保に努めるとともに、就農した方が早期に経営安定できるようにきめ細かな支援を引き続き行ってまいりたい。

外部評価調書Ⅱ（委員会の総合評価）

対象機関名	中讃農業改良普及センター		
普及指導課題名	時代の変化に柔軟に対応する力強い担い手の確保・育成		
普及活動期間	令和3年度～7年度	担当者数	9人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項] 管内では、多様な農業経営が展開されており、高い収益性を維持する経営体もみられるが、担い手数は減少し、高齢化が進んでいる。地域農業の持続的発展のためには、高収益を安定的に確保できる経営体の育成が重要な課題である。</p> <p>[計画期間終了時の姿と成果指標（令和3年度当初→令和7年度末目標）] 農業者が経営改善計画に基づき生産方式の改善、経営管理の合理化、法人化等に取り組み、効率的かつ安定的な農業経営を樹立することを支援するとともに、地域を牽引する優れた経営体の育成を図る。</p> <p>○新たな経営改善計画認定数 ※R3からの累計(0→70 令和5年度実績 59件) ○認定農業者である農業法人数（集落営農法人を含む） ※R3からの累計(0→15 令和5年度実績 14法人) ○新規女性認定農業者数 ※R3からの累計(0→10名 令和5年度実績 5名)</p>		

総合評価	評価基準	A
	<p>A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当</p> <p>B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが適当</p> <p>C 実施する必要はない</p>	
アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者減少の中でも、認定農業者、法人、女性認定農業者等は増加傾向が見受けられるので、今後も指導を進めてほしい。 ・ 予算計画、経営計画などを通して、人数対面積、人数対売上、売上対所得、売上対各コストなどの最適値と現場の肌感覚とが結びつくよう意識付けしていただき、複数品目を扱った場合でも、しっかり所得が残せるよう、引き続き支援を進めていただきたい。 ・ 経営マネジメント能力の向上支援が、現実的でとても役立つ支援だと思う。認定農業者が経営を自分で強化できるように引き続き進めてほしい。 	
その他参考意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 巷では、就農10年未満の農家さんが今後の農業に不安を抱えている。温暖化で作物の生育不良が起こり、収入減少で経営が持続できない状態になっている。何かいい品目があれば教えていただきたい。 ・ 地域計画及び目標地図作成に向けた取組として、四半期に一度の検討会や座談会などを通して課題を把握し、解決に向けた支援を行っていること、また、農地に関しては、作業委託する農地所有者の意識が「(ほ場のみの簡易な管理契約にも関わらず)畦畔も含めた丁寧な管理をしていない」に変化していることなど、貸し手、借り手の認識にギャップが生じていることが良く分かった。 ・ 家族経営協定の推進については、共同申請の場合は目標所得が1.5～2倍になること、将来的に法人化という選択肢があるという理由で申請に躊躇する場合があります、締結が進まないといった課題が示された。いずれも的確な課題提示が行われている。 ・ 目標項目について順調に達成できているので、引き続き進めてほしい。 	

(令和6年10月16日回答 中讃農業改良普及センター)

○新たな認定農業者の育成について

栽培に関する知識や技術だけでなく、経営を発展させていくために必要な農地の確保や経営状況を把握・管理していく能力の向上支援に取り組むとともに、地域計画等策定に向けた地区ごとの座談会や農業経営改善計画の申請に対する相談会を活用して、農地の集約・集積化に対する意向を把握し、農業経営改善計画の目標達成に必要な農地の確保に向け、関係機関と密に連携し支援していく。

また、農業経営の現状を品目ごとに分析することで、経営の強みを生かした農業経営改善計画が作成していけるよう支援するとともに、経営マネジメント能力向上に向けた研修会を開催し、自らが経営の現状を正確に把握できる農業者に育成していきたい。

○法人化による経営基盤の強化について

認定農業者の更新時や決算指導等の機会を活用し、新たな発展段階に向け経営強化を図る農業者に対しては、法人化支援や経営分析を行うとともに、新たな品種や品目の情報を提供するなど経営発展に向けて支援してまいりたい。

また、経営の発展段階で生じた課題に対しては、専門家を交えた個別相談を充実させることでスムーズな解決ができるよう支援するとともに、高齢化に伴い課題となっている経営継承についても研修会や意見交換を実施しながら支援策を講じていく。

○女性の経営参画について

女性農業者は、経営主として、また、法人経営体の役員や共同申請など様々な立場で認定農業者として活躍されている。近年では、就農相談に訪れる女性も増えており、新規就農する女性農業者の増加が期待できる。引き続き、主体的に経営参画する女性農業者の育成に取り組むとともに、家族経営協定の推進や女性農業者が交流する場を設定するなど、自己のスキルを生かした経営に取り組めるよう支援し、認定農業者へ誘導してまいりたい。

(総括)

力強い担い手の確保・育成においては、認定農業者だけでなく、次代を担う若手農業者、女性農業者に対しても支援が必要である。経営状況を把握する力や経営発展させていく能力を高めるための支援を継続するとともに、これまで以上に連携の輪を広げ、関係機関・団体、さらには農業者とともに地域の担い手を支援する環境づくりに努め、担い手育成に取り組んでまいりたい。

評価対象機関の考え方

外部評価調書Ⅱ（委員会の総合評価）

対象機関名	西讃農業改良普及センター		
普及指導課題名	地域を支える集落営農の推進と多様な組織の育成		
普及活動期間	令和3年度～7年度	担当者数	5人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項] 狭小な農地や特殊な水利慣行など独自の課題があり、中核となる個人の担い手だけですべての農地を維持していくことは困難である。また、既存の集落営農組織は地域の担い手の役割を持っているが、構成員の高齢化が進行している。 そこで、集落営農組織の確保・育成と後継者の加入促進等により、組織活動の強化支援に取り組む必要がある。</p> <p>[計画期間終了時の姿と成果指標（令和3年度当初→令和7年度末目標）] 地域農業の維持発展を図るため、西讃地域集落営農育成チームが核となって、集落営農組織の育成及び活動強化を進め、中核となる担い手との連携を取りつつ、地域の活性化が図られる。</p> <p>○新規加入構成員数 ※新規設立及び既存組織の新規加入構成員数 R3からの累計(うち既存組織) (0(0)→100(12) 令和5年度実績 95人(10人))</p> <p>○後継者の加入組織数 ※R3からの累計 (0→10 令和5年度実績 5組織)</p>		

総合評価	評価基準	A
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当 B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが適当 C 実施する必要はない	
アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若返りのための取組は地域の活性化にも繋がるので支援してほしい。 ・ 農地の集約化が進むと同時に、農作業に支障が出てくるので、農作業支援グループ体制は今後必要と思うので是非力を注いでほしい。 ・ 二階建てから三階建て方式への移行をすすめていると認識した。現状の集落営農組織は、普及センターの様々な支援が、その維持に大きく寄与しているように思う。しかしながら、「集落の取りまとめ役の発掘」や「座談会の実施」などの支援がなければ、独立自営が難しいとも言える。 田畑がいずれ組織や地域と縁遠い方の名義に変わっていった場合に、地域コミュニティをベースとした組織の維持には限界があると思われ、集落営農組織の公益機能に頼りきりにならないよう、早期に生産性・利便性の高い農地へ基盤整備し、私益を目的とする農業法人などに貸出し、田畑の有償賃貸をより推進するなど、様々な角度からの取組を引き続き進めていただければと思う。 ・ スマート農業の導入支援が順調に進んでいる点が評価できる。省力化のためにも引き続き進めてほしい。 ・ 法人化には経理の問題が避けて通れないと思うが、合理的な組織運営のために引き続き進めてほしい。 	
その他参考意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落営農の推進にあつて、数値的な目標については順調に推移していることが確認できたが、地域のとりまとめ役が不在の集落が増えつつあることから、これまでのように集落営農組織を増やしていくことは難しいこと、県単事業の活用等により既存組織の後継者加入は進んでいるものの、定年延長の関係もあつて、次の役員候補が見つかりにくく、次世代の継承が円滑に進みにくい状況であることが良く分かった。 引き続き集落営農の支援に加え、地域計画の話し合いの場の活用、人材育成や多様な連携や協力が必要である、といった問題認識は的確と考えられる。 	

(令和6年10月16日回答 西讃農業改良普及センター)

○集落営農組織の若返りについて

組織の後継者不足という認識を持つ組織は多いが、課題解決に向けて行動している組織は少ないことから、まずは、後継者リスト作成による実態把握を働きかけ、組織の若返りの取組みを促進してまいりたい。

○集落営農組織の経営体質強化について

集落営農組織の合理的な運営、持続性の強化のために、法人化のほか、機械の共同利用や人材の確保につながる広域化、高収益作物の導入など、各々の状況に応じた取組みを促進してまいりたい。また、省力化や世代交代における技術継承において、スマート農機は有効であることから、組織の状況に応じて導入を促してまいりたい。

○基盤整備の推進について

集落営農組織の活動地域においても、将来的には、構成員の高齢化や人口減少の影響から農地の維持・管理は困難になると思われる。地域農業の継続には、基盤整備は極めて重要なことから、未整備地域に対して基盤整備を働きかけ、整備後には、周辺の様々な経営体と連携して農業生産性の向上を図ってまいりたい。

○農業支援グループの確保・育成について

集落営農組織だけでなく、様々な経営体において、人材不足や生産性向上等は課題であり、農業支援グループの活用は、経営の継続や効率化に有効である。このため、稲刈りや田植え、ドローン防除、ブロックリー定植、畦畔管理など、一部の農作業を広く受託する農業支援グループについて、認定新規就農者や多様な農業人材を中心に設立を働きかけてまいりたい。

また、既存の農業支援グループと地域の多様な経営体との有機的な連携を推進してまいりたい。

(総括)

今後も、地域計画の話合いの場等を活用して、集落営農組織や農業支援グループなど、多様な組織の確保・育成に取り組み、西讃地域の農業生産力の向上や農業生産基盤の維持につなげてまいりたい。

協同農業普及事業外部評価実施要領

平成17年9月1日	17農経第30887号	農業経営課長
一部改正	平成23年8月 3日	23農経第23845号
一部改正	平成28年7月26日	28農経第38882号
一部改正	令和 2年8月26日	2農経第43322号
一部改正	令和 3年8月31日	3農経第35941号
一部改正	令和 4年8月30日	4農経第244677号
一部改正	令和 5年8月24日	5農経第113527号

第1 目的

農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）および農業経営課が実施する普及指導活動について、外部の専門家等による適切な評価（以下「外部評価」という。）を行うことにより、限られた予算、人材、設備等の資源を有効に活用しながら、県内農業生産現場が抱える課題について迅速に対応していくとともに、協同農業普及事業の根幹をなす普及指導活動の活性化を図ることを目的とする。

第2 外部評価制度の概要

（1）外部評価対象の課題選定

1）「協同農業普及事業の実施に関する方針」に基づいて設定した普及指導活動の基本的課題に沿って、各普及センター及び農業経営課が策定した普及指導計画（農業革新支援専門員活動計画）に定めている普及指導活動課題一覧の中から、評価する課題を選定する。

2）選定は、第4に規定する評価委員会の事務局が、各普及センター、評価委員会と協議して行う。（1）、2）の具体的な方法は第6に記載）

（2）外部評価の項目

外部評価の項目は、普及指導活動に共通する部分の中から定める。

（3）外部評価の種類

普及指導活動はPDCAサイクル（計画→実施→点検および是正→見直し）を繰り返しながら、継続的な改善を行っており、その中には事前評価、事後評価、追跡評価の要素を含んでいるので、外部評価の種類分けはしない。

第3 対象機関

- （1）東讃農業改良普及センター
- （2）小豆農業改良普及センター
- （3）中讃農業改良普及センター
- （4）西讃農業改良普及センター
- （5）農業経営課

第4 評価委員会の設置

- (1) 協同農業普及事業の外部評価を行う機関として、「香川県農業技術総合推進検討会」（以下「推進検討会」という。）の内部組織である「協同農業普及事業外部評価委員会」（以下「評価委員会」という。）をあてる。
- (2) 評価委員会は、第2の(1)で選定した課題に関する評価対象機関の取組みを評価する。
- (3) 評価委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、農業経営課に設置する。

第5 委員の選任

- (1) 評価委員会の委員については、推進検討会の会長が指名する。
- (2) 委員がその職務を遂行できなくなった時は、事務局は会長と協議して後任を選定する。
- (3) 委員は、評価を行うにあたっては、公正な立場から総合的な判断を行うとともに協同農業普及事業がより良いものとなるよう適切な助言を与えるよう努めるものとする。
- (4) 委員は、協同農業普及事業に係る個人情報など、外部評価を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

第6 評価対象とする課題の選定方法

- (1) 事務局は、普及指導課題一覧（様式1）を作成し、普及センターと協議の上で、各年度の評価対象とする課題および対象機関を選定し、評価委員会の承認を得て決定する。

この際、評価対象機関の間に職員数の差があるので、課題の選定にあたっては職員数に留意する。

- (2) 限られた時間内で外部評価を行う必要があることから、評価に適した単位で行う。ただし、概ね3年に1回は主要な普及指導計画が外部評価の対象となるよう計画的に評価対象を選定する。

第7 外部評価の観点

外部評価の項目	外部評価の観点	総合評価
緊急性・必要性	●一定の期間が経過し、現時点の農業者等のニーズや社会経済情勢に合致しているか。	●計画のとおり実施するのが適当 ●計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適当 ●実施する必要はない
普及計画の妥当性	●支援対象の選定は妥当であるか。 ●当初作成した計画は妥当であるか。	
進捗状況・活動目標に対する達成度	●当初計画のとおり進んでいるか。	
普及指導活動による成果の波及効果	●当初の見込みどおりの成果が得られそうか。 ●または、当初の見込みどおりの成果が得られたか。	
普及活動体制等の妥当性	●農政の推進方向に即した活動展開や担い手への高度な技術・経営面での支援を行うために、組織体制や人員配置は妥当であるか。 ●農業者の高度かつ多様なニーズや課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図れる体制であるか。	

第8 外部評価方法および総合評価

- (1) 1) 委員は、外部評価対象の普及指導課題について、第7で定めた外部評価の項目に沿って、外部評価調書Ⅰ（様式2）を用い、5段階の点数評価を行うとともに、意見を評価委員会に提出する。
- 2) 評価委員会は、各委員が行った点数評価の平均点および各委員からの意見の双方を参考にしながら協議のうえ、外部評価調書Ⅰ（様式2）を用い、評価委員会の総合評価を決定する。
- 3) 点数評価は、評価対象の総合評価を決定する唯一の基準とはしない。
- 4) 2) の評価委員会の総合評価は外部評価調書Ⅱ（様式3）に掲げる総合評価の選択肢の中から、いずれか一つを選択して決定する。
- 5) 各委員から出された意見は、次のいずれかに分類のうえ、評価委員会の意見として取りまとめ、総合評価とともに評価対象機関へ送付する。
- ①より良い普及指導活動を実施するためのアドバイス
- ②参考となる意見
- 6) 5) の意見に対し、送付された日から1か月以内に評価対象機関の考え方を外部評価調書Ⅱ（様式3）により回答する。
- (2) 外部評価調書の取りまとめは、事務局が行う。

第9 評価委員会の開催

- (1) 評価委員会は、毎年度、2日間程度開催する。
- (2) 第1日目は、評価対象機関によるプレゼンテーションを行う。
- (3) 第2日目は、第8に基づき評価を行う。
- (4) 評価委員会は、外部評価対象の課題数によっては、(2) および(3)に掲げる外部評価作業を1日で実施することができる。

第10 外部評価に関する関係書類の作成

評価対象機関は、普及指導計画・自己評価（様式4）を作成し評価委員会第1日目の10日前までに事務局へ提出する。事務局は各委員へ收受した書類を送付する。

第11 外部評価時期

評価対象機関および事務局は、外部評価結果を翌年度の普及指導計画の策定や普及指導活動に反映するため、第9から第11までに掲げる事務を、普及指導計画策定期間までに終えなければならない。

第12 外部評価結果の公表

外部評価結果については、県民に分かりやすい形で取りまとめ、外部評価結果の概要などを県のホームページへの掲載や普及センターおよび農業経営課での閲覧などにより広く公表する。（個人情報に該当するものは除く。）

第13 制度の見直し

毎年度、外部評価制度の点検を行うとともに、委員会で出された意見を参考として、必要な改善を加えていく。

第14 その他

- (1) 普及センターおよび農業経営課は、外部評価結果をできる限り尊重し、以後の普及指導活動に適切に反映させ、より効率的・効果的な普及指導の体制及び活動を行うよう努めなければならない。
- (2) 農業経営課は、外部評価の実施にあたり、評価対象機関の関係職員に過重な負担とならないよう、また本来の普及指導活動業務に支障が出ないよう、十分配慮しなければならない。

附則

この要領は、平成17年 9月 1日から施行する。

平成23年 8月 3日 一部改正

平成28年 7月26日 一部改正

令和 2年 8月26日 一部改正

令和 3年 8月31日 一部改正

令和 4年 8月30日 一部改正

令和 5年 8月24日 一部改正

様式 1

普及指導活動課題一覧（令和3年度～令和7年度）

普及指導活動課題		対象機関 <small>（普及センター、農業経営課）</small>
1 担い手の確保・育成		
	1) 多様なルートからの新規就農者の確保	東讃、小豆 中讃、西讃
	2) 時代の変化に柔軟に対応する力強い担い手の確保・育成	東讃、小豆 中讃、西讃
	3) 地域を支える集落営農の推進と多様な組織の育成	東讃、小豆 中讃、西讃
2 県産農産物の安定供給		
	1) 米麦の生産振興	東讃、小豆 中讃、西讃
	2) 魅力ある野菜の生産振興と野菜産地の持続的発展	東讃、小豆 中讃、西讃
	3) ブランドとなる高品質な果樹の生産振興と産地の持続的発展	東讃、小豆 中讃、西讃
	4) オリーブ産業の振興	東讃、小豆 中讃、西讃
	5) 魅力ある高品質な花きの生産振興と花き産地の持続的発展	東讃、小豆 中讃、西讃
	6) 魅力ある高品質な畜産物の生産振興と畜産業の持続的発展	東讃、小豆 中讃、西讃
3 活力あふれる農村の振興		
	1) 鳥獣被害防止対策 2) 地産地消等の推進 3) 農村の活性化	東讃、小豆 中讃、西讃
4 地域プロジェクト		
	1) 環境にやさしい農業の推進	東讃、小豆 中讃、西讃
	2) 農地最適利用マネジメントの推進	東讃、小豆 中讃、西讃
	3) 多様な農業人材の確保・育成	東讃、小豆 中讃、西讃
5 重点プロジェクト		農業経営課 <small>（革新支援センター）</small>

外部評価調書 I (委員用)

委員名

対象機関名	
普及指導課題名	

評価の項目 (各項目とも5段階評価)	採点 (○で囲んでください)
<p>【緊急性・必要性】</p> <p>・一定の期間が経過し、現時点の農業者等のニーズや社会経済情勢に合致しているか。</p>	<p>5 大いに認められる</p> <p>4 認められる</p> <p>3 概ね認められる</p> <p>2 あまり認められない</p> <p>1 認められない</p>
<p>【普及計画の妥当性】</p> <p>・支援対象の選定は妥当であるか。</p> <p>・当初作成した計画は妥当であるか。</p>	<p>5 大いにある</p> <p>4 ある</p> <p>3 概ねある</p> <p>2 あまりない</p> <p>1 ない</p>
<p>【進捗状況・活動目標に対する達成度】</p> <p>・当初計画のとおり進んでいるか。</p>	<p>5 大いに進んでいる</p> <p>4 進んでいる</p> <p>3 概ね進んでいる</p> <p>2 あまり進んでいない</p> <p>1 進んでいない</p>
<p>【普及指導活動による成果の波及効果】</p> <p>・当初の見込みどおりの成果が得られそうか。</p> <p>・または、当初の見込みどおりの成果が得られたか。</p>	<p>5 大いに進んでいる</p> <p>4 進んでいる</p> <p>3 概ね進んでいる</p> <p>2 あまり進んでいない</p> <p>1 進んでいない</p>
<p>【普及活動体制等の妥当性】</p> <p>・農政の推進方向に即した活動展開や担い手への高度な技術・経営面での支援を行うために、組織体制や人員配置は妥当であるか。</p> <p>・農業者の高度かつ多様なニーズや課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図れる体制であるか。</p>	<p>5 大いに期待できる</p> <p>4 期待できる</p> <p>3 概ね期待できる</p> <p>2 あまり期待できない</p> <p>1 期待できない</p>

コメント

様式3

外部評価調書Ⅱ（委員会の総合評価）

対象機関名			
普及指導課題名			
普及活動期間		担当者数	人
普及活動の概要			

総合評価	評価基準	
	<p>A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当</p> <p>B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが適当</p> <p>C 実施する必要はない</p> <p>※2度目の評価を受ける課題においては、Aの基準を「計画のとおり普及活動を実施できている」とする。</p>	
アドバイス		
その他参考意見		
評価対象機関の考え方	(令和 年 月 日)	

様式4

1 普及指導計画

整理番号		令和3年度～7年度					担当者名		〇〇農業改良普及センター				
課題名		計画期間		前年度までの活動経過及び実績									
課題の背景				4年度		5年度		6年度		7年度		備考	
目標・あるべき姿													
関係機関名													
関連事業名													
目標項目（目標及び実績）		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度		到達目標	
当初目標													
年度末実績													
当初目標													
年度末実績													
当初目標													
年度末実績													
普及活動事項				令和〇〇年度活動事項及び活動内容等（5年計画〇年目）		当年度末到達目標		主な活動内容及び手段		1～3月			
対象者				目標項目及び現状値		4～6月		7～9月		10～12月			

活普及の指導体制	普及指導活動体制図のとおり (※普及指導活動体制図を添付する。)
----------	-------------------------------------

2 自己評価

評価項目	採点	コメント	採点基準
緊急性・必要性			5 高い
普及計画の妥当性			4 やや高い
進捗状況・活動目標に 対する達成度			3 普通
普及指導活動による 成果の波及効果			2 やや低い
普及活動体制等の妥当性			1 低い
合計（平均点）			

※採点基準は様式2に準拠する。